

## 熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する市町村事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号、以下「法」という。）第23条第1項の規定による届出（以下「事後届出」という。）及び法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「事前届出」という。）に係る市町村の事務を円滑かつ適正に執行するため、具体的な事項を定めるものとする。

### 第2 届出書の受理手続

#### 1 形式審査

##### (1) 事後届出における審査

- ① 市町村長は、土地売買届出書（別記様式Ⅱ-1-1）の提出があった場合には、別添1「土地売買等届出書形式審査要領」により届出の要否を確認のうえ、届出書形式審査票（別記様式Ⅱ-2）により、直ちに形式審査を行うものとする。
- ② 市町村長は、形式審査の結果、①の届出書に重大な支障がないときは速やかにこれを受理し、その他の支障については、受理したうえで直ちに補正指導を行うものとする。  
この場合において、「重大な支障」とは下記の場合をいう。  
ア 権利取得者、土地の所在又は利用目的が明らかでない場合。（契約書の写しと不整合の場合を含む。）  
イ その他、届出書に著しい不備があり、審査が困難な場合。
- ③ 市町村長は、①の届出書に重大な支障があるときは、下記により処理するものとする。  
ア 重大な支障がその場で補正可能なときは、届出者に補正を求め、補正後受理するものとする。  
イ 重大な支障がその場で補正不可能なときは、不受理とし、届出者に届出書を返却するとともに、法定期限内に届け出るよう指導するものとする。
- ④ 市町村長は、提出された届出書の内容が届出不要であると判明した場合には、その旨を届出者に告知し、届出書を返却するものとする。

##### (2) 事前届出における審査

- ① 市町村長は、土地売買等届出書（別記様式Ⅱ-1-2）の提出があった場合には、別添1「土地売買等届出書形式審査要領」により届出の要否を確認のうえ、届出書形式審査票（別記様式Ⅱ-2）により、直ちに形式審査を行うものとする。
- ② 市町村長は、形式審査の結果、①の届出書が適正である場合にはこれを受理し、不備がある場合には下記により処理するものとする。  
ア 不備が補正可能なときは、届出者に対しその場で補正指導を行い、補正後受理するものとする。  
イ 不備が補正不可能なときは、不受理とし、届出者に届出書を返却するものとする。

#### 2 受理書、不受理書の交付

- (1) 市町村長は、1の(1)の①又は1の(2)の①の土地売買等届出書（以

下「届出書」という。)を受理した場合に、届出者から受理書(別記様式Ⅱ—3)の交付依頼があったときは、これを交付するものとする。

(2)市町村長は、届出書を不受理とする場合には、事後届出にあっては権利取得者に対し、また事前届出にあっては両当事者に対し不受理書(別記様式Ⅱ—4)を交付するものとする。

### 3 知事への送付

市町村長は、届出書を受理した場合には直ちに、事後届出にあっては正本、副本、添付図書各1部及び届出書形式審査票を知事に送付し、事前届出にあっては、正本1部、副本2部、添付図書1部及び届出書形式審査票を知事に送付するものとする。

## 第3 大規模土地取引事前指導の要否

市町村長は、届出に関する土地が、熊本県大規模土地取引事前指導要綱第2条第1項の規定に該当する場合には、同要綱に定める事前指導を受けるよう指導するものとする。

## 第4 意見書の作成

1 市町村長は、届出書を受理した場合には、別添2「意見書作成要領」を参考として、意見書(別記様式Ⅱ—5又はⅡ—6)を作成するものとする。

この場合において、「1意見」は届出書の内容について市町村長の意見があるときは、その意見を記載するものとする。

2 市町村長は、事前届出に関する事案が、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第3項の規定による届出とみなされる場合には、同法を所管する部局に届出書の写しを送付する等の方法により、連絡するものとする。

3 市町村長は、届出に関する事案が、都市計画法、森林法等各個別規制法の適用を受ける場合には、これらの法令を所管する部局等と連絡調整を図るものとする。

4 市町村長は、届出書に関する事案が、農地法第5条第1項又は同法第73条第1項の規定による許可を要するものであるときは、届出書の写しを農業委員会に送付するとともに、必要に応じて添付図書の閲覧をさせる等の措置を講じるものとする。

5 市町村長は、事後届出に係る意見書は受理日から1週間以内に、また、事前届出に係る意見書は受理日から2週間以内に送付するものとする。

## 第5 処理結果の通知

知事は、届出書の処理結果については、土地売買等届出書の処理結果について(別記様式Ⅰ—3)により、速やかに市町村長に通知するものとする。

## 第6 事後措置

市町村長は、届出書の当事者(譲受人)から土地売買等契約状況報告書(別記様式Ⅳ—1)が提出されたときは、速やかに知事に送付するものとする。

## 第7 届出書の取下げ

届出書を取り下げる場合には、土地売買等届出書取下げ申請書(別記様式Ⅰ—9)を提出させるものとする。

なお、取下げ申出書が提出された場合には、届出書副本（市町村保管分）の写しを添付し、速やかに知事に送付するものとする。

#### 第8 関係書類の保存期間

届出書に係る関係書類は5年間保存するものとする。

##### 附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成26年3月14日から施行する。

別記様式Ⅱ－２

届出書形式審査票	市町村名	担当者名
届出受理日	年 月 日 第 号	
熊本県大規模土地取引事前指導申出の該当の有無	あり なし	
<input type="checkbox"/> 土地の面積が法定面積以上であること（※一団の土地の場合に留意する） <input type="checkbox"/> 土地売買等の契約であること <input type="checkbox"/> 土地に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の移転又は設定であること <input type="checkbox"/> 対価を得て行われるものであること <input type="checkbox"/> 契約（予約を含む）によるものであること <input type="checkbox"/> 届出不要の契約に該当しないこと（農地法第3条許可等） <input type="checkbox"/> 契約の当事者が届出不要者に該当しないこと（国等）		
<input type="checkbox"/> 代理人による届出の場合、委任状等が添付されていること		
<input type="checkbox"/> 契約書（写）の内容と同一であること（整合性がとれていること） <input type="checkbox"/> 権利取得者 <input type="checkbox"/> 契約締結年月日 <input type="checkbox"/> 土地の所在・地目・面積等 <input type="checkbox"/> 土地の対価		
<p style="text-align: center;"><b>届出書、添付図書等の必要部数についての確認項目</b></p> <input type="checkbox"/> 届出書の必要部数がそろっていること （事後届出の場合：正本1部（県用）、副本2部（市町村用、届出者用） （事前届出の場合：正本1部（県用）、副本3部（市町村用、届出者用）） <input type="checkbox"/> 添付図書等の必要部数がそろっていること （事後届出の場合：2部（県用、市町村用）） （事前届出の場合：2部（県用、市町村用））		
<p style="text-align: center;"><b>届出書記載事項についての確認事項</b></p>		
<p><b>届出書の上段部分</b></p> <input type="checkbox"/> 当事者の郵便番号が記載されていること <input type="checkbox"/> 当事者の氏名又は名称及び住所が記載されていること <input type="checkbox"/> 当事者（事後届出では権利取得者）の押印（法人の場合は代表者の職名印）がされていること <input type="checkbox"/> 当事者が法人である場合、その代表者の氏名が記載されていること <input type="checkbox"/> 権利取得が共有の場合は、共有者全員の記載・押印があること <input type="checkbox"/> （担当者欄）に連絡担当者の氏名、電話番号等の記入があること <input type="checkbox"/> 当事者（事後届出では権利取得者）の捨印がある方が望ましいこと（必須でない） <input type="checkbox"/> 「国土利用計画法第 条第 項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。」の欄に <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> が付されていること		

**〔土地に関する事項〕欄**

- 【所在】欄について記載があること
- 【地目】欄について【登記簿】欄、【現況】欄に記載があること
- 【面積】欄について記載があること（実測をしていない場合は【実測】欄は記載不要）
- 筆数多等で別紙をつける場合、別紙が各届出書に添付され、届出書記載の欄と同一の内容が記載されていること（以下各項目について同じ）
- 【利用の現況】欄について記載があること
- 【届出に係る権利以外の権利】欄について記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

**〔土地に存する工作物等に関する事項〕欄**

- 【種類】欄について記載があること
- 【概要】欄について記載があること
  - ・建物の場合：床面積、構造、使用年数等
  - ・立木の場合：樹種、本数、樹齢等
- 【移転又は設定に係る権利】欄について記載があること
- 【移転又は設定に係る権利以外の権利】欄について記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

**〔移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項〕欄**

- 【移転又は設定の態様】欄に記載があること
- 【地上権又は賃借権の場合】欄に記載（該当がない場合「該当なし」と記載する）があること

**〔対価の額等に関する事項〕欄**

- 【土地に関する（予定）対価の額等】欄及び【工作物等に関する（予定）対価の額等】欄について記載があること。（計、平均欄について記載があること）
- 【実測清算】欄に   が付されていること

**〔土地の利用目的等に関する事項〕欄等**

- 【用途等】欄について具体的に記載してあること  
（用途、規模等当該土地の利用目的が可能な限り詳細記載してあること）。
- 【利用目的に係る土地の所在】欄について記載があること
- 【利用目的に係る土地の面積】欄について記載があること  
（一団の土地取引による届出の場合は、その一団の土地の全体面積を記載する）
- 【利用計画の概要】欄について記載があること
- 【利用の現況の変更】欄に   が付されていること
- その他参考となるべき事項がある場合、具体的に記入されていること

- 市町村の文書受付の押印（届出書中段右側に押印する）
- 届出書右方の市町村での記入欄の記入

市町村名※			
区分※	所・地・貸・他	単・団	
受理番号※	年 月 日	第 号	
処理番号※	年 月 日	第 号	

- ←  記入
- ←  記入
- ←  記入（暦年番号）

**※該当項目の□欄をチェック（し）し、副申時に添付する。**

受 理 書

第 号  
年 月 日

様

市長村長名

印

年 月 日付けで提出のあった国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 条 項の規定による届出については、下記のとおり受理しました。

なお、注視区域又は監視区域内の土地に関する権利の移転等の届出にあつては、同法第27条の5第1項又は同法第27条の8第1項の規定による勧告若しくは同法第27条の5第3項（同法第27条の8第2項で準用する場合を含む。）の規定による不勧告通知を受けた場合を除き、同法第27条の4第3項（同法第27条の7第1項で準用する場合を含む。）の規定により、受理日から起算して6週間を経過するまでの間、当該届出に関する契約はできませんので念のため申し添えます。

記

受理年月日 年 月 日

受理番号 第 号

届出に関する土地の所在及び地番

別記様式Ⅱ－４

不 受 理 書

第 号  
年 月 日

様

市長村長名

印

年 月  
9 2 号) 第  
ます。

月  
条

日付けで提出のあった国土利用計画法（昭和49年法律第  
項の規定による届出については、下記のとおり不受理とし

記

(理 由)

別記様式Ⅱ－5

区分	所・地・賃・他	単・団
受理	年 月 日	第 号

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市長村長名 印

土地売買等届出書に対する意見について（送付）

国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買の契約についての届出が別紙のとおりありましたので、同法第23条第3項の規定に基づき、下記の意見を付して送付します。

記

1 意見

事 項	意 見
公表されている土地利用計画への適合性 （法第24条第1項関係）	
公表されていない土地利用計画への適合性	
公共・公益的施設の整備の予定	
周辺の自然環境の保全	



そ の 他	
総 合 判 断	

## 2 届出に係る土地の現行法令による規制状況

地域区分	面 積	備 考
都市計画区域	㎡	市街化区域 ㎡ 市街化調整区域 ㎡
		非線引区域 ㎡
		用地地域指定 ( ) 建ぺい率 ( ) % ・ 容積率 ( ) % 高さの制限 ( ) m 宅地造成工事規制区域 ( 有 ・ 無 )
農業振興地域 (予定地域)	㎡	農用地区域 ㎡ 農用地区域外 ㎡
森 林 地 域	㎡	保安林 ㎡ 地域森林計画対象民有林 ㎡
自然公園地域	㎡	国立公園 ㎡ (特別地域 ㎡) 国定公園 ㎡ (特別地域 ㎡) 県立公園 ㎡ (特別地域 ㎡)
そ の 他	㎡	
計	㎡	

別記様式Ⅱ－6

区分	所・地・賃・他	単・団
受理	年 月 日	第 号

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市長村長名

印

土地売買等届出書に対する意見について（送付）

国土利用計画法第27条の4第1項（27条の7第1項において準用する第27条の4第1項）の規定による土地売買等の契約についての届出が別紙のとおりありましたので、同法第27条の4第4項（第27条の7第1項において準用する第27条の7第4項）の規定に基づき、下記の意見を付して送付します。

記

1 意見

法第27条の5第1項関係		意 見
第1号	売買価格の妥当性	
第2号	都市利用計画との適合性	
第3号	公共施設又は公益的施設の整備の予定との適否 周辺の自然環境の保全との適否	
法第27条の8第1項第2号関係		
総 合 判 断		

2 届出に係る土地の現行法令による規制状況

地域区分	面積	備 考
都市計画区域	m <sup>2</sup>	市街化区域 m <sup>2</sup> 市街化調整区域 m <sup>2</sup> 非線引区域 m <sup>2</sup>
		用地地域指定 ( ) 建ぺい率 ( )%・容積率 ( )% 高さの制限 ( ) m 宅地造成工事規制区域 ( 有 ・ 無 )
農業振興地域 (予定地域)	m <sup>2</sup>	農用地区域 m <sup>2</sup> 農用地区域外 m <sup>2</sup>
森林地域	m <sup>2</sup>	保安林 m <sup>2</sup> 地域森林計画対象民有林 m <sup>2</sup>
自然公園地域	m <sup>2</sup>	国立公園 m <sup>2</sup> (特別地域 m <sup>2</sup> )
		国定公園 m <sup>2</sup> (特別地域 m <sup>2</sup> )
		県立公園 m <sup>2</sup> (特別地域 m <sup>2</sup> )
そ の 他	m <sup>2</sup>	
計	m <sup>2</sup>	